

## 近代京都における町自治と規約

—手洗水町を事例として—

西村 卓  
奥田 以在

はじめに

今回紹介する「規約証」は、京都市中京区烏丸蛸薬師下ル手洗水町に伝わり、現在、京都府立総合資料館に所蔵されている「館古五五九 手洗水町文書」中の一点（No七六）である。形状は横一九センチメートル、縦二七センチメートル、表紙、裏表紙入れて二二丁ほどの冊子である。<sup>1)</sup>

この「規約証」の巻頭に「今般町中一統協議之上、規約并二式目改正條々、左之通相定候也 明治廿二年 手洗水町」にあるように、明治二二（一八八九）年の市制特例の適用による行政上の「変化」に対応する形で、町自治の在り方とその運営方法に関して、改めて明確化したものである。

同資料は水損によるものと思われる破損・欠損が激しく、同資料のみでの翻刻は困難を極め、頭を悩ませていた折、同文書の一部を古書店から購入した同志社大学人文科学研究所に、その「写」が所蔵されていることが判明し、今回の翻刻にあたっては、京都府立総合資料館の原本を底本としつつ「写」を参照し、破損部分、欠損部分、異体字部分に関して区別を明確にし、本来の原本

資料に近い形で翻刻をすることができた。

そもそもわれわれが手洗水町に注目した理由は、京都の町としてある程度まとまった資料群を残していることに加えて、同町が明治末の京都市の三大事業の一つとして着手された道路拡築の対象の一つであった烏丸通の蛸薬師通から錦通の間に所在した両側町で、この拡築により、町の公共空間のど真ん中を市有地<sup>②</sup>が占め、その公道に敷設された軌道の上を電気鉄道が走るという、物理的・空間的に分断された町であったからである。

手洗水町は、本資料に見られるように、祇園八坂神社の氏子町として、祇園祭に関わる神事をその町自治の大きな柱にしている。ここで見られる神事のスケジュールや供え物などは、若干簡素化されたとしても、ほぼその形を現在でも維持・継承している。しかし、道路拡築の折には、神事のシンボルとしての御手洗井戸自体も、その構築物を含めて東方向の現在位置に移設されざるを得なかった。

周知のように、烏丸通の三条通―四条通間は、現在でも多くの金融、保険会社などが軒を連ね、京都市における一等のビジネス街となっている。このような町の様変わりが何を契機として起こり始めるのか、そして、町自体がどのように変化し、また変化しないのか、そういった点を、我々は町の側から、「公共」ではない、「協同」の側からとらえ直す必要性をひしひしと感じるからである。

幸いにも、手洗水町文書は、京都府立総合資料館、同志社大学人文科学研究所とも資料目録から現文書を系統的に閲覧することができる。町財政の運営を知ることができる帳簿類も、完全とはいかないが、閲覧分析することが可能である。我々は、これらの資料を駆使して手洗水町の研究を進めることにより、都市近代化、都市インフラの整備が、一方では都市機能の高度化をもたらす



写真 1 2010年現在の手洗水町の風景

という側面を持ちながら、町という住民自治の基礎単位からみた場合、いわば「協同」がどのような変容をきたすのか、それを明らかにせねばならないと考える。

### 本「規約証」の特徴的な内容

#### 一 不動産売買と町自治

京都の町は、人の出入りや不動産売買に関して、厳しい規制をかけてきた。例えば、職種規制などはその典型だろう。手洗水町では、近代に入っても人の出入りを厳しく管理するために、不動産売買における手続きを明確に規定している。

本稿で紹介する手洗水町で不動産を売買又は貸与する場合には、買主および借受人について町内で協議の上、適任と認められた場合には町内に保証人一名を置き、町規約を買主に申し聞かせ、承諾の上で、売買・貸借契約の成立となっている（第二二條、第一九條。すなわち、手洗水町は、個人の自由な裁量による不動産売買もしくは貸与の契約を認めていないのである。

さらに、極力町外への分散を防ぐために、不動産売買の手順について第二二條に見られるように厳しい規制を加えているのである。

これによれば、不動産を売却する際には、まず当該の土地家屋の両隣の家持に売却の相談を持ちかけなければならない。これで売却が叶わない場合は、次に両隣とは別の手洗水町の家持に相談することになる。ここでも買得者が見つからない場合は、借家人を含めた町内の人物に売却を持ちかけることになるのである。最終的に、町内で買得者が見つからなかった場合には、町内で相談の上、「人柄不審」ではない人物を紹介することになる。このように、手洗水町では四段階に分けて、不動産所有が町外へ分散することを規制しているのである。さらに、売買が成立しても、万一買い手が適切な人物ではないと町が判断した際には、すでに契約が成立していたとしても一時的に契約を取り消すよう町が働きかけることが記載されている。この場合、町が新たに買い手を探してくることが推論される。このように、手洗水町では不動産売買に対して、極めて厳しい規制が設けられているのである。

このような過程を経て不動産売買が成立した際には、買得者はその買得価格に対して、町の井戸屋形修繕費積立への寄付が義務付けられている(第一條)。なお、この井戸屋形修繕費積立に対する寄付金の制度は、大正期になっても存続している。大正期には、三〇〇円といった寄付もなされており、金額については時代に適応した形で変更が加えられたものと考えられる<sup>3)</sup>。この寄付金の他に、買得者は「御手洗井」の神事費用に対して、買得地の地価に応じた御神酒料を、地価一〇円に対して酒一升の割合で拠出することも義務付けられた。この御神酒料は、実際には金銭によって支払われている。さらに、買得者は披露として町内家持に対し、小豆餅を三〇個ずつ配らなければならなかった。町用人に対しても祝儀を出さねばならず、町用人本人・その妻・その長子に対して買得価格に応じた金額を出した。

また、借家人として転入する場合にも、表借家一戸につき三〇銭、裏借家一戸につき二〇銭を井戸屋形修繕費積立へ寄付することとなっている(第三條)。さらに、借家請状の筆紙料として表借家は二〇銭、裏借家は一五銭を町用人へ支払わねばならなかった。このように、町内の土地建物売買にかかわる規制は幾重にも張り巡らされ、町外への不動産所有の分散化を極力避けるとともに、町住民としての意識づけとして、売買・相続、転入時には、町の最重要行事である「御手洗井」神事への「御神酒料」寄付、「御手洗井」維持修繕費ファンドへの拠出金負担が義務付けられたのである。これは、銀行をはじめとする会社企業に関しても厳密に適応されたのである。しかし、烏丸通の拡張事業を推進するにあたって、京都市はこのような寄付金は一切納めておらず、意図せずとも、行政側が個別の町の伝統的な町自治のあり方を顧みることなく、その形骸化に拍車をかける形で道路拡張事業を推進したというそしりは免れないであろう。

## 二 町自治とその運営

次に、手洗水町の自治運営についてみてみたい。

手洗水町では、役職として総代が置かれていたが、他町で見られるような町会計を担う会計役のような役職は置かれていない。

総代の任期は一年で、総交代の節には、家持立会の下で町箱の引継がなされた（第一四條、一五條）。このことから、総代は家持によつて担われていたことがわかる。会計についても、総代が帳簿に記録しており、総代が会計役も務めていた。<sup>4</sup> 総代の他には、次項で見る「御手洗井」の神事の際に、神事行事が二名置かれている（第五條）。

総代の業務は、町自治に関わるものや、行政の補助業務、学区に関係する業務など多岐に亘るが、手洗水町には用人が置かれていたため、用人がそういった業務を補助する形で遂行していったと考えられる。用人に対しては、扶持米が支払われていた。扶持米は家持から徴収され、その高は、所有家屋が表通りに面しているか否かという区別で決定されていた（第一〇條）。

町の意志決定機関は、町集会であり、合意形成が難しい場合には多数決によつて議決された（第一六條）。この町集会への出席は、家持の戸主で満二〇歳以上の者に義務付けられていた。町集会に出席できない場合には、代人料を払わねばならず、代人料の金額は三等級で設定され、その半季毎に支払うべき代人料の等級は家持一統が協議をして決定するとしたのである（第二〇條）。これにより、町は不在家持を中心とした家持から、代人料を収入として得ることができたのである。

町の年中行事として、この「規約証」には、一月 新年宴会、四月 八坂神社御千度、六月 半期勘定、七月 「御手洗井」神事、九月 伊勢講、一〇月 八坂神社御千度、一二月 半期勘定、さらに春と秋の施餓鬼が記されている（第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條）。次項「町自治と神事」には、昭和三（一九二八）年の年中行事を示しているが、「規約証」に記されている年中行事のうち伊勢講以外は継続して行われていたことがわかる。

これらの年中行事を担っていたのは家持で、借家人の関与が記されているのは、御千度だけである（第四條）。御千度以外の行事では、「神事勘定」において表裏借家人が一軒ごとに負担金を拠出し、さらに、町に転入する際に井戸屋形修繕費積立金への寄付が義務付けられているが、神事そのものに関わり、運営するということは一貫してなかった。

## 三 町自治と神事

明治四四(一九二二)年七月から昭和二六(一九四二)年まで書き記されている「町内記録」によれば、昭和三二(一九二八)年に記録されている年中行事として次のものがあげられている。

一月 親睦会、三月 施餓鬼、四月 八坂神社御千度、六月 半季決算、七月 御手洗井神事、九月 施餓鬼、一〇月 八坂神社御千度、時代祭、一二月 井戸掃除、七五三繩飾

一年を通して、町のリズムを刻む折々の行事である。しかし、その中でも神事として、年中行事の中核をなすのが、七月に執り行われる「御手洗井」の行事である。吉符入の前(八日頃)から準備が始まり、一二日 吉符入、親睦会、一三日 供え物買物、一四日 井戸替え、一五日 井戸遙拝、井戸開き、一八日 御旅所参り、親睦会、二四日 井戸閉め、という様に、半月以上がこの神事のために費やされる。この神事がいかに同町にとって大切であるかは、町財政の他の費目とは別立てに「神事勘定帳」が作成され、明治初年から毎年の収支を事細かく記述していることから判断できる。いわば、手洗水町の町名とも深くかかわる、文字通り同町のアイデンティティそのものといっても過言ではない。

大正一五(一九二六)年作成の「神事勘定帳」<sup>5)</sup>から昭和二二(一九二七)年の神事勘定の内容を概観してみよう。

収入としては、清々講社(祇園八坂神社の氏子団体)補助金四円、同町の神事行事二人から御神酒料として二円、同町井戸家形積立基金から六三円八一銭、合計六九円八一銭に對して、支出は、吉符入二四円四五銭、井戸開き入用一六円五三銭、提灯建て入用二二円八三銭、諸雑費七円、合計六九円八一銭となり差引出入りなしである。

吉符入では、湖月亭という料理屋に家持が集まり、懇親会を開いている。女中に対しても三円の心付けを支払っている。井戸開き入用として、水引、笹二本、井戸屋手間賃、



写真2 2010年遙拝式の風景

同心付け、メ縄、釣瓶縄、粽三把、朝瓜三本、飛魚、榊、御神酒、神饌料、井戸前電燈取付け代であり、諸雑費としては、用人の祝儀と心付け、さらには弁当代があげられている。

この支出内容は、現在執り行われている「神事」（現在井戸のくみ上げはポンプである）と外形的にはさほど変わらず、戦後も家持を中心にこの神事の伝統を維持継承している姿を見ることができるのである。

以上、今回紹介した「規約証」にかかわって、手洗水町の町自治に触れてきたが、我々は、今後帳簿類を中心とした資料群を対象とした手洗水町の町財政の分析から、「公共」と「協同」のはざままで、大きくその姿を変貌させる近代京都の町の姿を浮き彫りにする作業にかかりたい。

#### 註

- (1) 手洗水町文書は、実をいうと、現在二ヶ所、厳密にいうと三ヶ所、すなわち上記京都府立総合資料館、そして古書店から一部を購入した同志社大学人文科学研究所、現在使用されている文書類を所蔵する同町に、それぞれ分割所蔵されているのである。このあたりの事情に関しては、二〇一〇年四月に同志社大学人文科学研究所から刊行された『手洗水文書目録』に収録された小林丈広氏の解題に詳しいので参照されたい。
- (2) 京都地方事務局所蔵の旧土地台帳によれば、京都市は明治四三（一九一〇）年一月から買収をはじめ、四五年の一月には完了している。そして同年一二月に市有地分が内務省に寄付され、官有道路となる。文字通り、町は市有地により分断されたあと、国により分断されることとなるのである。

(3) 井戸屋形修繕費積立については、『館古五五九 手洗水町文書』No八五「手洗井積立金出入帳」（京都府立総合資料館所蔵）参照。

(4) 『館古五五九 手洗水町文書』No八二「金銭入帳」（京都府立総合資料館所蔵）などで、期末に総代の名前が記載されており、総代が会計役も務

めていたことがわかる。

(5) 明治四(一八七二)年より大正二四(一九二五)年分は、同名で別帳がある。

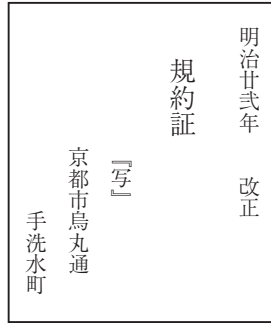
### 凡 例

- 一 本資料は、京都市下京区烏丸錦小路上手洗水町の町文書のうち(現在、一部が京都府立総合資料館に所蔵され、また一部が同志社大学人文科学研究所に所蔵されている)、京都府立総合資料館の分に含まれている明治二二(一八八九)年改正の「規約証」の翻刻である。同資料は破損が激しく、本「規約証」を底本にしつつ、破損部分に関しては、その「写」(同志社大学人文科学研究所所蔵「手洗帳文書」所収「規約証写」資料番号二五八)を参照し補った。
- 一 資料の翻刻にあたっては、適宜読点を付し、漢字は常用漢字を原則とし、それ以外の漢字は原文通りとした。
- 一 略字、合体字、異体字は、ひらがな、カタカナ、常用漢字体に直した。ただし、変体仮名の而、江、者および而已は、その字体を残し、字の大きさを落とした。
- 一 底本の破損部分で判読不能ながら、写で判読可能な部分に関しては、「        」で囲み本文中に挿入した。
- 一 底本で判読不能な文字ないし箇所、写で補い切れない場合は、その字ないし箇所を□ないし□□で示した。
- 一 抹消された箇所はその部分は——で消し、訂正がある場合はその右傍に訂正された文字を付した。
- 一 朱書は、その箇所をへ〜で囲み示した。
- 一 底本には記載があるが、写には記載のない場合は、「        」で示した。
- 一 写には記載があるが、底本には記載のない場合は、その部分を『        』で示した。
- 一 底本と写で別字が記されている場合、「        」を付し、写の文字を右傍に注記した。
- 一 翻刻者の注記は【        】で示した。



\* 解題は「はじめに」と「本『規約証』の特徵的な内容」の「三 町自治と神事」を西村が担当執筆し、「本『規約証』の特徵的な内容」の「一 不動産売買と町自治」の「一 町自治とその運営」を奥田が担当執筆した。なお本稿執筆にあたっては、平成二二年度私立大学等経常経費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）の助成を受けた。

(表紙)



第一條<sup>(註)</sup>

一 地所并二建物等買得之節（八、当町井戸家）形江寄附金、  
左之通

一金高拾円以上 金〔壹円也〕

一金高五拾円以上 金貳円〔也〕

一金高百円以上 〈改 壹円五拾錢<sup>(註)</sup>〉

一金高百円以上 金四円〔也〕

〈改 貳円五拾錢<sup>(註)</sup>〉

一金高貳百円以上 金五円〔也〕

〈改 三円五〔十錢〕〉

一金高參百円以上 金六〔円也〕

〈改 四円五十錢〉

一金高四百円以上 〔金七円也〕

手洗水町

定

一 今般町中<sup>(註)</sup>一統協〔議之上〕、規約并二式目改正條々、左

〔之〕通相定候也

明治廿二年

近代京都における町自治と規約―手洗水町を事例として―（西村・奥田）

〔改 五円也〕

一 金高五百円以上 金〔八円也〕

〔改 五〔円五十銭〕〕

一 金高六百円以上 金九〔円也〕

〔改 六円五〔十銭〕〕

一 金高七百円以上 金拾円

〔改 七円五拾銭〕

一 金高八百円以上 金拾壹円也

〔改 八円五拾銭〕

一 金高九百円以上 金拾貳円〔也〕

〔改 九〔円〕〕

一 金高壹千円以上 金拾〔五円也〕

〔改 〔拾円也〕〕

此外、金高二応シ割方ヲ以テ寄附可〔致候事〕

〔但シ、金高百円ニ付キ壹円〇別〕

附リ、右出納簿備有

右帳切当日名前為披露、小豆も〇数三拾個ツ、町内家持

中江相配ル事

金高拾円ヨリ百円マテ

〔本人 金五拾銭〕

妻 〔同貳十銭〕

金高百円ヨリ參百円マテ

長子 金拾銭

同 金七拾〔五銭〕

同 金三拾銭

同 金拾五銭

金高三百円ヨリ五百円マテ

同 金拾五銭

同 金四拾〔銭〕

同 金〔貳拾銭〕

同 金拾五銭

金高五百円ヨリ千円迄

同 金七拾〔五銭〕

同 金四拾〔銭〕

余ハ右ニ準シ候事

町用人ノ祝〔義、左之通〕

同 金拾五銭

同 金拾五銭

同 金拾五銭

第貳條

一 家督讓之節ハ、地所及建物大小ニ不抱、〔当〕町井戸屋形  
江寄附、左ノ通

金壹円也

右ニ付、用人ノ祝〔義〕

本人〔金三拾錢〕

妻 金〔拾五錢〕

第四條

一 毎年四月兩度八阪神社御千〔度〕  
拾月 諸入費トシテ手当集メ左ニ

家持壹戸ニ附 壹ヶ月金四錢ツ、

表借家壹戸ニ付 同 金三錢〔宛〕

裏借家壹戸ニ付 同 金〔貳錢宛〕

右集メ金ヲ以テ諸入費相賄〔可申候事〕

第參條

一 借家軋宅シ被參候節、当町井〔戸家形へ寄〕附金、左ノ  
通

表借家壹戸ニ付 金三拾錢

裏借家壹戸ニ付 金貳拾錢

但シ、右ニ付、配り物等ハ一切不及候事

借家請狀筆紙料 金五錢用人江

右用人〔江〕祝義

表借家 金貳〔拾錢〕

裏借家 金〔拾五錢〕

第五條

神事之部

一 例年神事ニ付、七月十二日午後第一時ヨリ吉符入之式、

其節羽織袴着〔用町席へ〕

床ニ感神院ノ軸ヲ祭、御酒 洗米〔相備ル事〕

献立

吸もの 向附

皿盛 水物

右ニテ御酒頂戴之事

一 町中家持一統無不參出席之事

但〔シ〕、其節為御神酒行事ヨリ式斤ツ、差出ス事

一 神事前之買得之方ハ

地価金拾円ニ附<sup>〔註〕</sup>、御酒壹斤之割ニ〔テ差出ス事〕

余ハ是ニ準シ差出ス事

一 同断譲リ受之方ハ、地価ニ不抱御酒貳斤ツ、差出ス事

附リ、神事後ニ買得并ニ譲リノ方ハ、翌歳ニ差出ス

〔事〕

一 七月十四日御手洗井々戸換「エ」ニ付、〔寺裏井〕戸屋猪<sup>〔伊〕</sup>

ノ吉ヨリ人足三人午前十式時ヨリ〔雇入ル事〕

其節入用品

神 白紙幣 篋貳本 注連飾大小四ツ

右飾附、猪ノ吉江依頼之事

一 七月十五日午前四時、町内家持〔壹統羽織〕袴着用町席

へ出頭、其節熨斗昆布、□服茶ヲ頂〔キ〕、迅速井戸家形

江<sup>〔江〕</sup>各々参拜之事

井戸備物

麻瓜二本

御酒 飛魚三枚

粽 三把

右供物ハ総代并ニ行事ニ軒江〔送ル事〕

一 七月十六日午前六時ニ井戸開之事

尤水汲人足老人ツ、神事中雇入ル事

一 七月十八日、町中一統総代宅へ集リ、御旅所へ参拜之事、

其節町箱より金壹円五十銭入費トシテ出金ス

一 七月廿四日、四條烏丸之辻迄神輿行幸ニ候ハ、井戸メ

切候事

一 七月十七日、廿四日両日トモ

神輿御供 行事老人、用人〔相供フ〕

右者〔両日トモ午後早々〕学校へ向テ出頭之事

一 七月廿六日、神事勘定可致候事

右神事「入」費ハ 地主ハ地価割ニテ集メル

外ニ借家ハ壹戸ニ付、金貳錢ツ、集ル事

第六條

一 九月十七日、於町席ニ伊勢講相勤メ、其節町中家持壹統

参拜ノ事

床ニ太神宮神号ノ軸ヲ祭ル

御供物

神酒 洗米 備フ

右神酒頂戴之事

献立

吸物 皿盛

鉢肴 したし

御酒三斤

右委敷事ハ、伊勢講之帳簿ニ有之候〔事〕

第七條

一 例年一月一日、町中家持壹統寄〔席之上〕、歳頭ノ礼互ニ

申候事

右年酒

献立

吸物<sup>〔魚〕</sup>蛤 三種肴 取肴〔三種〕

鉢肴 作り 水物〔ミカン〕

但〔シ〕、「備」壹人分金貳拾錢 酒〔別〕

尤、私費

右不参無之出席之事

一 例年春秋両度彼岸中、祠堂トシテ各々〔ヨリ〕預リ有ル

金利ヲ以テ、施餓鬼執行フ事

尚、委敷事ハ記録帳ニ書記シ有之

右施餓鬼料 金壹円也

其節町中家持一統参詣可致〔候〕事

為供養折詰〔十八錢〕壹人ツ、出ス事

附リ、預リノ利金ヨリ過スル時ハ、銘々ヨリ出金ス

第九條

一 六月・十二月両度、町内家持壹統寄席〔之上〕立会勘定

可致候事

但シ、酒肴料トシテ、壹名ニ付金三拾五錢町箱ヨリ出

金スル事

第拾條

一 用人扶持米、左ノ通

表壹戸ニ付 月々五合ツ、

裏壹戸ニ付 月々貳合五勺ツ、

右者持主ヨリ遣ス事

第八條

近代京都における町自治と規約―手洗水町を事例として―〔西村・奥田〕

第拾壹條

一 町中會議ノ節、無用之雜談致間敷、当用而已議ス、報知致候ハ、直「チ」ニ出席可致、自然無「扨」用向有之候ハ、其段前以「テ」相断、會議洩「レ候ハ」、議事多分御一決ノ義聊タリトモ跡ヨリ「違背」申間敷候事

附リ、議事方一六ツケ敷キ節ハ、入札多数ヲ以決スベシ

第拾貳條

一 銘々所持地所・建家等都合ニ付売払イ、(且又)貸渡候節ハ、総代町中一統江談シ、人柄「不審モ」無之諸事差支無之哉互ニ申談シ、一統議「定之上」、町内ニテ証人姓名相定メ、売貸約定可致候、「万一」無其議自由ニ売貸約定仕候共、町中協議之上御差悶「ハ」有之ニおゐてハ、直「チ」ニ破談可致候段、兼テ承知罷有之事

第拾三條

一 町中一和親戚同様睦間敷交リ、決シテ「己之」我意慕リ申間敷候事

第拾四條

一 総代役中老ケ年勤務之事

第拾五條

一 総交代ノ節、町席江家持老統出「頭シ」、立会ノ上箱渡執行候事

但「シ」、其節当役先後兩名江挨拶可致候事

第拾六條

一 総代ヨリ集会違シ有之候ハ、刻限無違滞出席可致、無拋事故有之ハ、前日当役方へ断ニ罷出ベク「事」

但シ、臨時集会ノ節、宅ニ居ナカラ無理由自「己申立」不參堅ク致間敷、并ニ議事中私用「有之候トモ」、退席無用可為候事

第拾七條

一 町席江出頭之砌、羽織着用礼儀相乱スヘカラス事

第拾八條

一 私用ニテ他行往（て）覆（て）トモ、総代（江）〔相届ケ可申候事〕

### 第拾九條

一 第拾二條ニ照シ、地所建家売買之節、証人（より）町中規約書之製規買主（江）申聞シ、承諾之上更ニ総代（江）申出  
「ス」ベシ

附「リ」、其手続キヲ用イ（ヒ）ザル時ハ、一統協議之上更ニ  
〔余名〕可為事

### 第廿條

一 家持（江）戸主滿廿歲ヨリ町会へ出頭、并ニ勤〔役〕可致候事

但シ、無拋事故有之欠勤之節ハ、為代人料左之通出金可致候事

第一（卷） 金貳円也

第二（貳） 金壹〔円也〕

第三 金七拾〔五錢〕

右之通、半季毎ニ出金可致候等級之義ハ、一統協議之上

執行ス

### 第廿壹條

一 第拾貳條ニ照シ、銘々所有之地所〔及建家売却〕致度節ハ、当町住居ノ人ヲ壹名保証人ニ撰シ、右保証人（ヨリ）町総代（江）前以テ届出ベシ、然ル上ハ、総代ヨリ売却〔之〕

地所建家之両隣家之内、宅地所有者（江）第壹番ニ申談シ、第貳番ニ抱屋敷所有者（江）申込ミ、第參〔番ニ〕町中江申談シ、万一壹統望人無之節ハ互ニ申〔合セ〕、人柄不審モ無之人ヲ周旋可致〔候〕事

付リ、保証人ニ於テモ、当町之規約証之通「リ」、売却人〔ハ〕不及申、買得人兩家（江）万事不都合無之様申論シ候事、万一無其儀不都合ト町中一統見認リ時〔ハ〕、假令如何ナル契約成立居候トモ一時取消ス事

### 第廿貳條

一 前条場合ニ至リ候節ハ、取消シヲ命ゼラレ候売却人ニ於テハ毛頭申分無之候事

### 第廿參條

一 明治廿六年第一月已後（后）当町ニ有之地所及ヒ建物買得亦ハ

譲受ケ候節ハ、当規〔約〕証ニ調印スルハ不申及、別紙親族老名保証人トシテ規約遵奉可致証書壹通、印紙貼〔用〕之上町総代之名宛ニテ差入ル事

書式 左二

〔印〕

〔印〕

契約証

一 今回当町何百何拾何番地何ヶ所及「ヒ」右地所ニ有之建物幾棟、何某ヨリ〔買得〕〔譲受「ケ」〕候ニ付、当御町之規約証通り、堅〔ク〕相守可申ハ勿論、万一当人不都合之節ハ保〔証〕人之者罷出、正式通「リ」屹度執行可致、為〔後日〕契約証依テ如件

年月日

何県何京区何通「リ」何町何番〔地〕

買得 譲受ケ人 何〔条〕某

同〔上〕

保証人 何〔条〕某

手洗水町 総代何〔条〕某殿

右

前條之通堅ク相守可申候、依而連署候也

明治二十二年

手洗水町

- 安田 和二郎〔印〕
- 井上久左衛門〔印〕
- 富田 嘉兵衛〔印〕
- 齋藤 和二郎〔印〕
- 上阪 嘉兵衛〔印〕
- 柴田 宗〔七印〕
- 吉田 繁次〔郎印〕
- 平井 ひさ〔印〕
- 加藤 小兵衛〔印〕
- 平井 常次郎〔印〕
- 老分加藤 正造〔印〕
- 上阪 嘉一〔郎印〕
- 遠藤 弥三郎〔印〕
- 玉川 太右衛門〔印〕



安田 キヌ<sup>印</sup>  
 藤井 藤助<sup>印</sup>  
 横田 源〔兵衛<sup>印</sup>〕  
 若山 〔治助<sup>印</sup>〕  
 中邨<sup>註</sup> 甚助<sup>印</sup>  
 中山 市〔次郎<sup>印</sup>〕  
 安井 〔源次郎<sup>印</sup>〕  
 井上 あい<sup>印</sup>  
 〔深見 ゆ<sup>印</sup>〕  
 山田 政治<sup>註</sup>郎<sup>印</sup>  
 川嶋 直兵衛<sup>印</sup>  
 吉野 儀〔兵衛<sup>印</sup>〕  
 片木 新〔助<sup>印</sup>〕  
 芝原 嘉兵衛<sup>印</sup>  
 安田 太七<sup>印</sup>  
 祖父江重兵衛〔<sup>印</sup>〕  
 上阪<sup>註</sup> 岩〔次郎<sup>印</sup>〕  
 代井上久〔左衛門<sup>印</sup>〕  
 岡田 安次郎〔<sup>印</sup>〕

小泉 新助〔<sup>印</sup>〕  
 山本 〔直之助<sup>印</sup>〕  
 玉川 〔その<sup>印</sup>〕  
 岡田 儀兵衛〔<sup>印</sup>〕  
 平井 仁兵衛〔<sup>印</sup>〕  
 〔奈佐 定吉<sup>印</sup>〕  
 川崎銀行代理者  
 横田 良<sup>印</sup>  
 木村 庄<sup>印</sup>  
 鈴木 栄<sup>印</sup>  
 加藤 伍兵<sup>印</sup>  
 富田 正太郎<sup>印</sup>  
 有野 康元<sup>印</sup>  
 山口銀行代表者  
 山口<sup>印</sup>  
 田島<sup>印</sup>  
 近江銀行代表者  
 〔橋重吉<sup>印</sup>〕  
 浪速銀行代表者  
 山澤<sup>印</sup>  
 菅<sup>印</sup>  
 大西与三治良<sup>印</sup>

増田 知吉 □  
株式会社丸二商店取締役  
奥西 安 □

(にしむら たかし・同志社大学経済学部)  
(おくだ いあり・同志社大学経済学研究科研究生)